表面

大阪府

両方向から解決

借金問題と依存症のループを断ち切ろう

借金問題はいろいろな方法で解決できます

１自己破産

裁判所に自己破産の申立てをし、免責決定を受けると、借金が免除されます。財産があれば分配の対象となりますが、家財道具や一定の金額までの現金、預金、保険等については、手元に残すことができます。

２個人再生

裁判所に個人再生の申立てをし、再生計画が認可されると、借金のうち元本の一部が免除され、３から５年で返済をします。住宅ローンの支払いを継続することで持ち家を残すことも可能です。

３任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士等の法律専門家に依頼して、貸金業者などとの話し合いで返済方法を決定します。

４特定調停

裁判所に特定調停の申立てをし、調停委員のあっせんに基づいて返済方法の決定などを行います。

借金相談窓口相談予約電話（相談初回無料）

大阪弁護士会（総合法律相談センター）

電話０６－６３６４－１２４８

大阪司法書士会（総合相談センター）

電話０６－６９４３－６０９９

詳しくはコチラから

http://www.oatis.jp/group.html#cc

ホントに借金だけ？

借金の問題で困っている人が、依存症の問題を抱えていることもあります。

例えばギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめりこむことで賭け金が増え、借金を負ってしまうことがあります。

借金の問題は必ず解決できます。ぜひご相談ください。

本人・家族からの、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関するご相談を、電話と来所（予約制）でお受けしています。

ギャンブル等による借金の問題で困っている大阪府在住の本人、家族、関係者等を対象に、弁護士による借金専門相談を実施しています。ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

大阪府こころの健康総合センター（依存症専門相談）

電話０６－６６９１－２８１８

　受付時間

月曜日から金曜日　9時から7時45分※祝日・年末年始を除く

　第２・第４土曜日　9時から17時30分

詳しくはコチラから

http://www.oatis.jp/sodan.html

裏面

大阪府

両方向から解決

依存症と借金問題のループを断ち切ろう

困っていませんか　それって依存症かも

借金もあるし、生活を立て直したい

ギャンブルのことで頭がいっぱい

お酒を飲まなかったらいい人なのに

やめたいけどやめられない　どうしたらいいの？

依存症とは

アルコールや薬物などの使用やギャンブル等をコントロールできなくなることにより、日常生活や社会生活に支障が生じている状態です。

本人の意志や性格は関係なく、誰でも依存症になる可能性があります。

詳しくはコチラから

http://www.oatis.jp/addiction.html

依存症は回復できる病気です。

回復するためには、治療や相談が大切です。安心して相談できる場所があります。相談することで、通報されることはありません。相談された方のプライバシーは守られます。

少しでもあれ？と思ったら、まずはお電話ください

本人・家族からの、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関するご相談を、電話と来所（予約制）でお受けしています。

ギャンブル等による借金の問題で困っている大阪府在住の本人、家族、関係者等を対象に、弁護士による借金専門相談を実施しています。

大阪府こころの健康総合センター（依存症専門相談）

電話０６－６６９１－２８１８

　受付時間

月曜日から金曜日　9時から17時45分※祝日・年末年始を除く

　第２・第４土曜日　9時から17時30分

詳しくはコチラから

http://www.oatis.jp/sodan.html